

# 定 款

株式会社スペースシャワーネットワーク

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、株式会社スペースシャワーネットワークと称し、  
英文ではSPACE SHOWER NETWORKS INC.と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 放送法に基づく基幹放送事業及び一般放送事業
2. 通信衛星又は地上回線を用いた映像コンテンツソフトの配給及び販売
3. 衛星通信の受信機器及び映像制作機器並びに付帯施設の輸出入、販売及び賃貸
4. 音楽、映像作品等の録音物、録画物の企画、制作、製造及び販売
5. 書籍、雑誌、その他の出版物の企画、編集及び販売
6. 各種デジタルコンテンツの企画、制作及び販売
7. キャラクターグッズ等の商品の企画、開発、製造及び販売並びにデザインの販売
8. 以下の知的財産権の取扱いに関する業務
  - a. 音楽著作権の管理
  - b. 音楽著作物の利用の開発
  - c. 音楽作品、映像作品等の原盤の企画及び製作
  - d. その他の知的財産権の取得、管理、売買及び使用・実施の許諾並びにこれらの斡旋及び仲介
  - e. 楽譜の出版
9. 広告代理業務
10. 旅行代理店業務
11. 芸能プロダクションの経営
12. コンサート等の各種イベントの企画、制作及び運営
13. ライブハウス、劇場、飲食店等の経営
14. 録画・録音スタジオの経営
15. 各種コンテンツの加工、編集、複製、デジタル化業務及び保存、蓄積、管理並びにそれらの請負
16. 不動産の管理及び賃貸
17. 投資業務
18. 労働者派遣事業
19. 放送番組の制作スタッフ及び技術スタッフの斡旋及び仲介
20. 前各号に付帯関連する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

### 第4条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

### 第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、35,200,000株とする。

### 第6条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第7条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第8条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第9条 (基準日)

当社は、本定款に定める場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

### 第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

### 第11条 (株式取扱規程)

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第12条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、  
臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

#### 第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第15条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第18条 (株主総会の議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第19条 (取締役会の設置)

当社は取締役会を置く。

### 第20条 (取締役の員数)

当社の取締役は、11名以内とする。

### 第21条 (取締役の選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### 第22条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

### 第23条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### 第24条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### 第25条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 第26条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条 (社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める額を限度として限定する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条 (監査役及び監査役会の設置)

当会社は監査役及び監査役会を置く。

第 32 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 33 条 (監査役の選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 34 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 35 条 (補欠監査役の予選の効力)

補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 36 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 37 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 38 条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 39 条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 40 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 41 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 42 条 (社外監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める額を限度として限定する契約を締結することができる。

## 第 6 章 会計監査人

第 43 条 (会計監査人の設置)

当社は会計監査人を置く。

第 44 条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 45 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 46 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### 第47条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### 第48条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

### 第49条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

### 第50条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

### 第1条 変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

の削除及び変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 6年 10月 14日	制 定
平成 8年 12月 24日	改 定
平成 9年 3月 4日	改 定
平成 9年 6月 18日	改 定
平成 9年 10月 28日	改 定
平成 11年 2月 1日	改 定
平成 11年 6月 17日	改 定
平成 12年 6月 20日	改 定
平成 14年 6月 25日	改 定
平成 15年 6月 24日	改 定
平成 16年 6月 24日	改 定
平成 17年 6月 21日	改 定
平成 17年 12月 9日	改 定
平成 18年 6月 21日	改 定
平成 19年 6月 19日	改 定
平成 21年 6月 23日	改 定
平成 22年 1月 6日	改 定

平成24年	6月26日	改	定
平成25年	6月25日	改	定
令和4年	6月29日	改	定